

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年10月16日

兵庫県但馬県民局長
(豊岡県税事務所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備考
地方税法第158条第2項	株式会社 ソレイユ	